

1. 社会実験における事業収支検証のための条件整理

	やりたいこと	指摘者	前提条件
1	企業催事 広告 滲み出し	警察	1) 法的制度 に則っていない状態では、企業主催の取組は不可。 2) 大阪市が 道路使用申請・道路占用申請申請主体 となる場合は、大阪市主催と同等のルールでやるべき。
2	デジタル サイネージ	大阪市	1) 大阪市による 公募 が必須。
3	占用料免除 減免	大阪市	1) ほこみちの場合、占用料1割負担が原則だが、事業収支と公的活動への還元の観点から必要と認められる場合は、免除も可能。 ▶ 占用料免除の場合 ① 収支均衡が必須 ② 収支の行政詳細チェック・公開が必須 ※行政として対外的に説明を求められるため、準備委員会の詳細収支のみでなく、広告事業者の売上・仕入れや人件費等経費・利益・REP手数料などのチェック・公開が求められる。 ▶ 占用料1割負担の場合 ほこみち制度に基づく占用料を納付しているため、公募時の収支を上回る収益が生じた場合、 その余剰分は公募条件の範囲内で自由度のある使い方が可能

社会実験における 事業収支検証のための条件

▶ 企業催事・広告・滲み出し実施のために

① **法的制度の早期適用が必要**

② **準備委員会が道路使用申請・
占用申請主体となる**

▶ デジサイ実施のために

③ **大阪市による公募が必須**

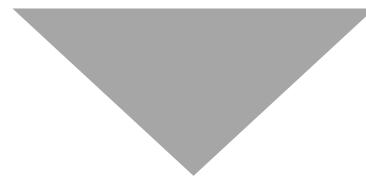
▶ 占用料を免除するために

④ **収支を均衡にし、行政チェックを
受け、収支を公開する**

※ 占用料1割負担は準備委員会としてリスクが高く、社会実験時には適さないため、事業収支をかくにんするための社会実験においては、占用料免除の方法を検討する

2. 当初の想定と変わってきたこと

- ① **警察の指摘により、現状(大阪市との協定による運用)は企業主体の利活用・広告は不可**
 →法的制度を適用しないと認められない
- ② **大阪市の指摘により、収入の大きいと推測されるデジサイ実施には大阪市による公募が必須**
- ③ **道路協力団体とほこみち制度の併用（占用料免除のため）の課題**
 - ・道路協力団体制度を使わなくても免除の方法はある
 - ・道路協力団体に基づく収益活動と支出活動、ほこみち制度に基づく収益活動と支出活動を設定する必要があり、横断的な収益の使い方が難しくなる



現状の社会実験スキーム(大阪市との協定による運用)では、事業収支の検証が困難
 そのため、以下の方針で進むのはどうか

方針
(案)

- ① 大阪市がほこみち制度の公募を行う
- ② 準備委員会がほこみち事業者として応募する
- ③ 準備委員会が占用主体として社会実験を継続

3. 社会実験と将来の公募方針(案)

- ・常設時・社会実験時共に、ほこみち制度・公募の制度の適用を目指す。
- ・社会実験は占用料免除とし、社会実験における事業収支検証結果を基に常設時の占用料の考え方を決定する。

	常設時	社会実験② (法的制度適用後)
①制度	ほこみち制度	ほこみち制度
②決定方法	公募	公募
③期間	最大20年 ※社会実験結果を基に議論	2025年度末まで
④ほこみち区域	①広場中央 ②マルイ前 ③喫煙所南 ④なんさん北	①広場中央 ②マルイ前 ③喫煙所南
⑤事業者の役割	同右 ※社会実験検証結果を踏まえ、必要項目追加	①地域環境保全 (清掃、自転車対策、道路の適正利用等) ②利活用 (広場の貸出窓口、隣接施設しみ出しの調整など) ③収益事業 (広場貸出、広告事業など)
⑥占用主体	ほこみち事業者(エリマネ法人) ※法人化想定	ほこみち事業者(準備委員会)
⑦道路使用申請	ほこみち事業者(エリマネ法人) ※法人化想定	ほこみち事業者(準備委員会)
⑧占用料	9割減免を目指す ※社会実験検証結果を基に議論 ※占用料の算出方法を今後検討	免除 ※大阪市とほこみち事業者で社会実験協定を結び、 収益を公共に還元(収支均衡)し、収支公開 を行うことで免除

道路上の一定のまとまったエリアにおいて維持管理・活用を一体的に実施する事業者を公募することは日本初の取り組み

ほこみち制度の占用料は原則最大9割減免だが、大阪市占用料条例の「市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき」に該当する事項として免除

参考：なんば広場の占用料の試算

① 広場中央部分

- 占用料計算式： $1,136\text{万円} \times 10/8 \times 0.034 = 48.28\text{万円}/\text{m}^2 \cdot \text{年}$ (路線価) (割戻し) (飲食施設の係数)
- 占用料： $2,314\text{m}^2 \times 48.28\text{万円}/\text{m}^2 \cdot \text{年} = 11\text{億}1,719\text{万円}$
- ⇒9割減免の場合：**約1億1,179万円 (1日当たり約30万円)**

② マルイ前滲み出し部分

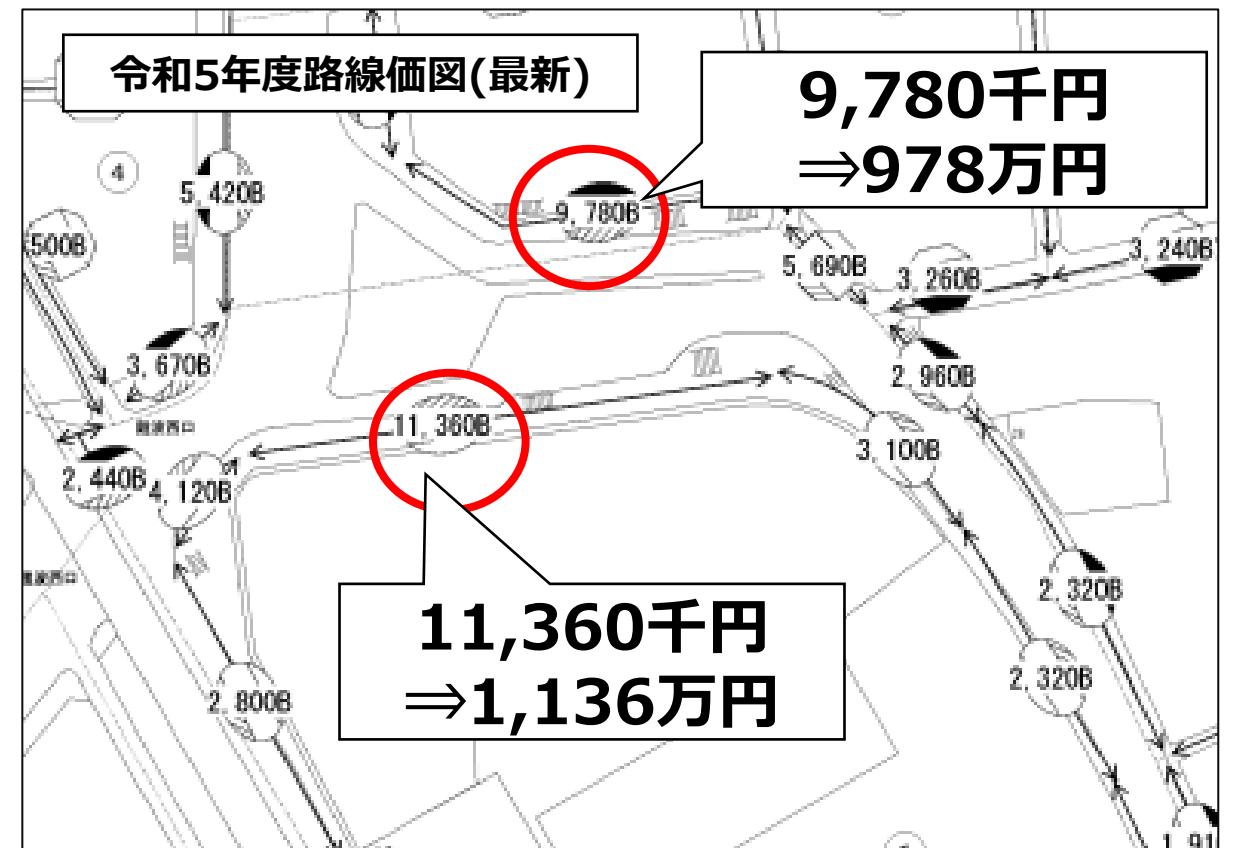
- 占用料計算式： $978\text{万円} \times 10/8 \times 0.034 = 41.565\text{万円}/\text{m}^2 \cdot \text{年}$
- 占用料： $168\text{m}^2 \times 41.565\text{万円}/\text{m}^2 \cdot \text{年} = 6,982\text{万円}$
- ⇒9割減免の場合：**約698万円**

③ 喫煙所南部分

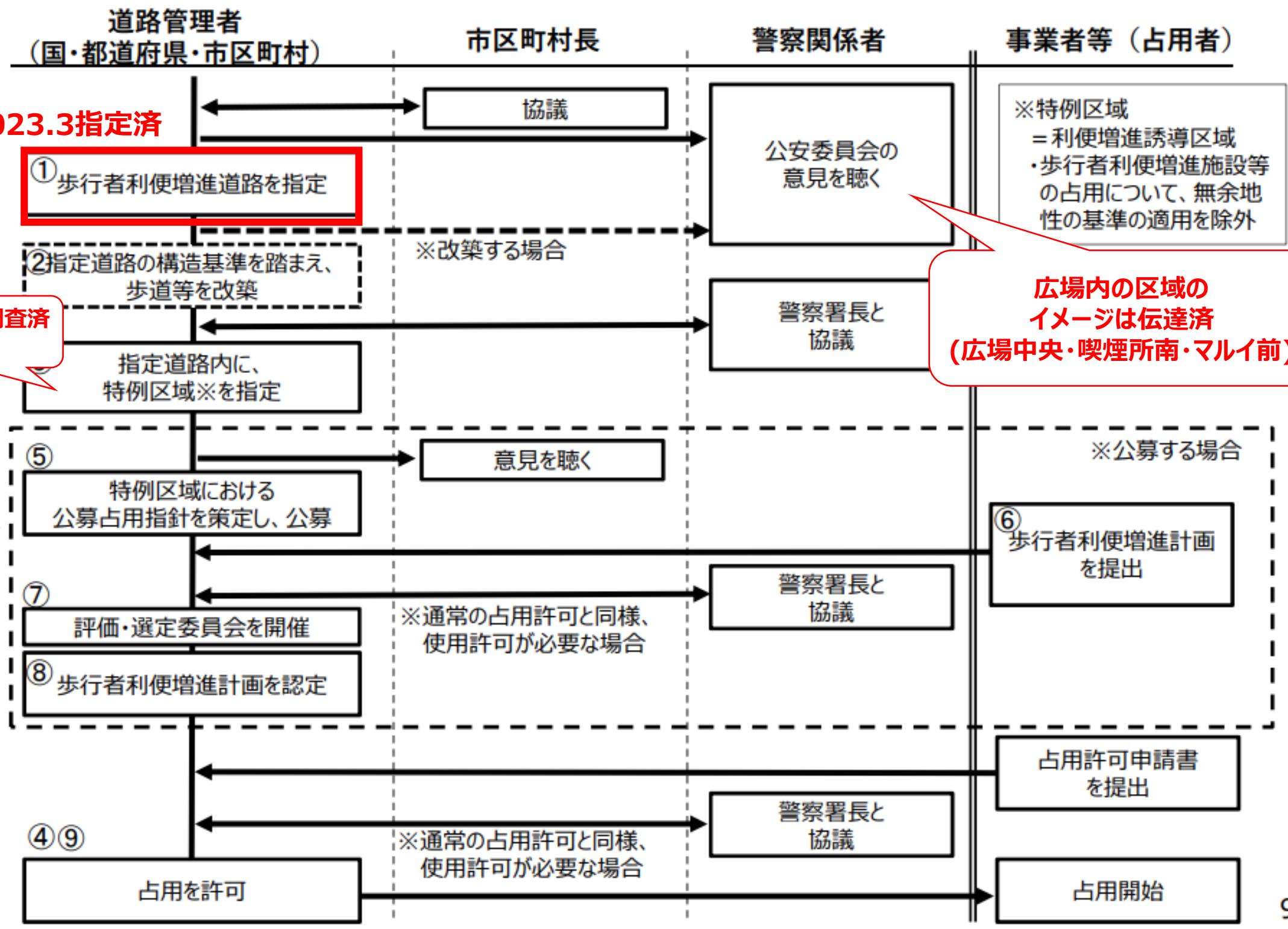
- 占用料計算式： $1,136\text{万円} \times 10/8 \times 0.034 = 48.28\text{万円}/\text{m}^2 \cdot \text{年}$
- 占用料： $281\text{m}^2 \times 48.28\text{万円}/\text{m}^2 \cdot \text{年} = 1\text{億}3,566\text{万円}$
- ⇒9割減免の場合：**約1,356万円**

【今後の検討事項】

- ・現状の占用料の計算は、飲食施設の係数で算出している為、高額。
- ・イベント施設、ベンチ・花壇など、占用料が高額にならない算出方法を検討。



なんば広場の状況



幅員について調査済
分析中

広場内の区域の
イメージは伝達済
(広場中央・喫煙所南・マルイ前)

公募スケジュール参考
姫路市ほこみち公募

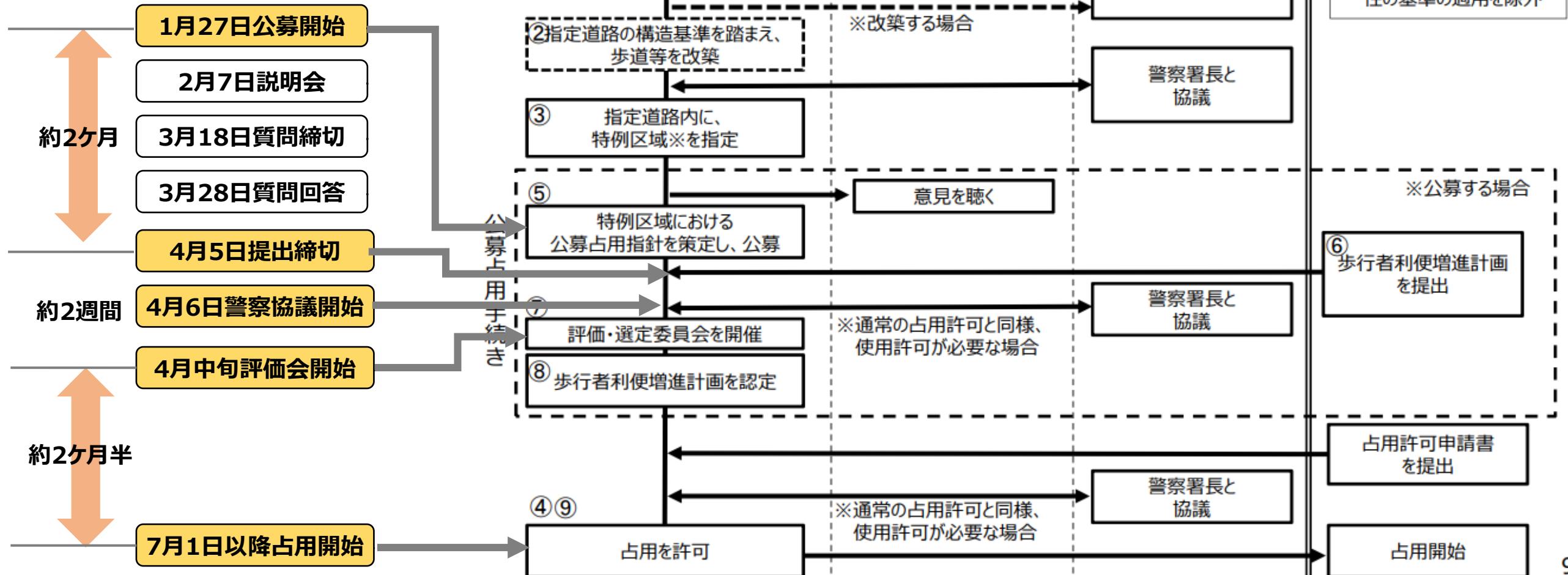
(8) 公募の実施に関する事項及びその他必要な事項

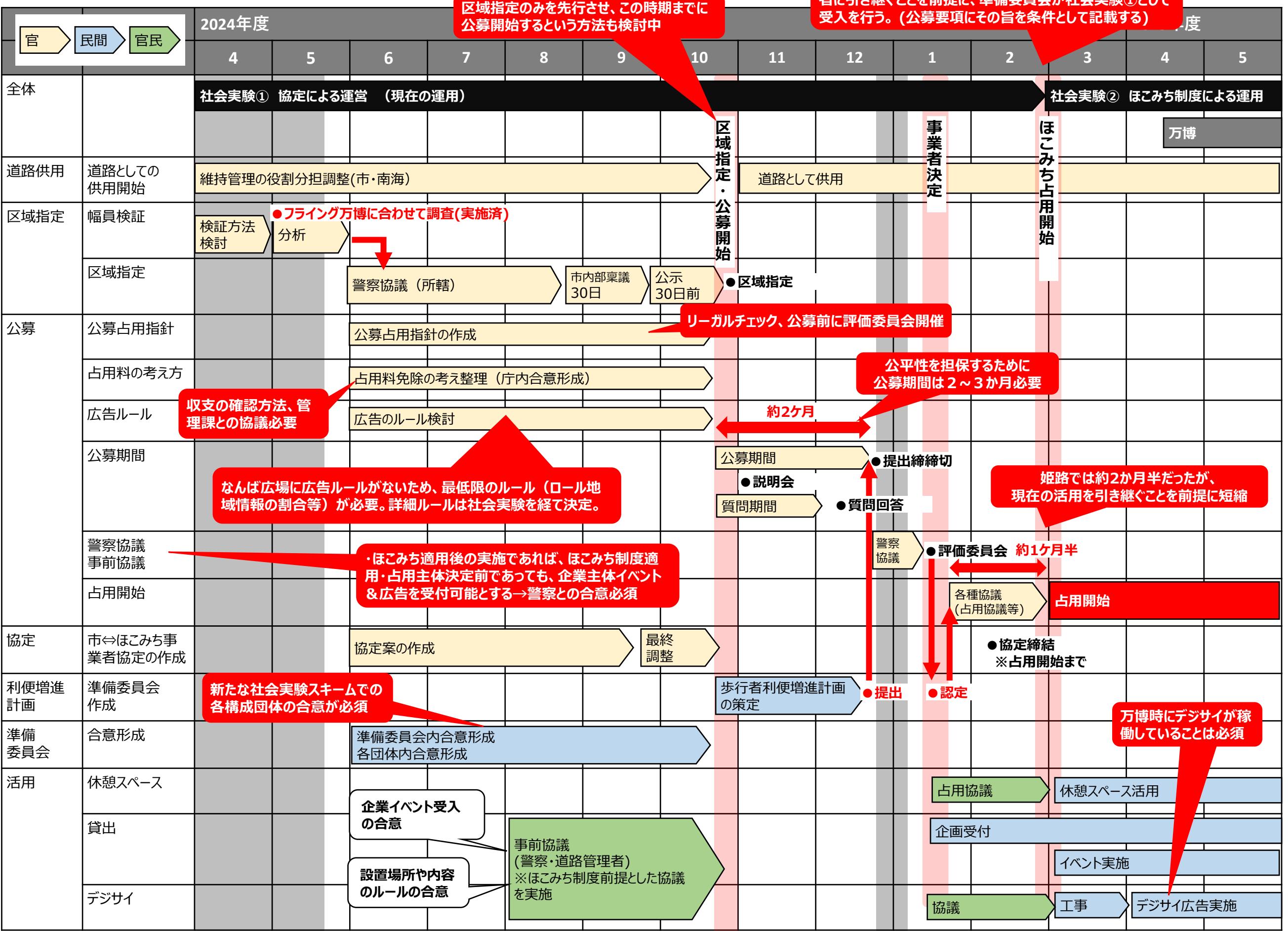
① 公募選定の日程

本公募選定にかかる主な日程は以下のとおりです。

令和4年1月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 公募占用指針公示及び交付開始 歩行者利便増進計画書の受付開始 公募占用指針に関する質問受付開始 公募占用指針説明会開催の申込開始
2月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 公募占用指針説明会の開催
3月18日(金) 午後5時	<ul style="list-style-type: none"> 公募占用指針に関する質問書の締切
3月28日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 公募占用指針に関する質問書に対する回答
4月5日(火) 午後5時	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者利便増進計画書の提出締切
4月6日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 資格の確認、警察協議開始
4月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者利便増進計画の評価 占用予定者の選定
5月6日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 占用予定者への通知

② 上田予定者の決定方法





区域指定のみを先行させ、この時期までに公募開始するという方法も検討中

ほこみち占用開始後実施予定の企画受入は、ほこみち事業者を引き継ぐことを前提に、準備委員会が社会実験①として受入を行う。(公募要項にその旨を条件として記載する)

収支の確認方法、管理課との協議必要

なんば広場に広告ルールがないため、最低限のルール(ロール地域情報の割合等)が必要。詳細ルールは社会実験を経て決定。

●ほこみち適用後の実施であれば、ほこみち制度適用・占用主体決定前であっても、企業主体イベント&広告を受付可能とする→警察との合意必須

姫路では約2か月半だったが、現在の活用を引き継ぐことを前提に短縮

万博時にデジサイが稼働していることは必須